

ペット飼育の規定

第1条（ペットの種類）

飼育するペットは犬1匹とし、変更又は追加しようとするときは、賃貸人の承諾を得なければなりません。

第2条（必要書類）

契約時にペットの写真を提出しなければなりません。

第3条（飼い主の守るべき事項）

1. 自己の居室または指定された場所以外で、動物に餌や水を与えたり、排泄をさせたりしないこと。万一排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行なうこと。
2. 自己の居室または指定された場所以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行なわないこと。
3. 動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行なう場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。
4. 動物の鳴き声や糞尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 動物は、常に清潔に保つとともに、疫病の予防、衛生、害虫の発生防止等の健康管理を行なうこと。
6. 共用部分では、動物はケージ等に入れ、移動すること。
7. 動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。
8. 地震、火災等の非常災害時には動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること。

第4条（法律、条例、義務）

1. 動物の保護及び管理に関する法律、地方自治体の保護及び管理に関する条例等に規定する飼い主の義務を守ること。
2. 犬を飼う場合は、狂犬病予防法第4条に規定する登録及び同法第5条に規定する予防注射を行なった旨の証明をすみやかに提示すること。

＜狂犬病予防法より抜粋＞

◎飼い犬の登録

犬を飼うこととなったとき、飼い主はその犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、市町村役場で登録の申請を行わなければなりません。

また、登録すると犬の鑑札が渡されます。この鑑札は、犬の首輪等に取り付けなければなりません。

◎狂犬病予防注射

飼い主は狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

原則として予防注射は開業獣医師のもとで行ない、獣医師のもとで発行する注射済証明書をもとに最寄りの保健所等に提出し、注射済票を受け取ります。

この注射済票は鑑札と同様に、犬の首輪等につけていなければなりません。また、毎年4月頃、市町村役場、獣医師会、保健所が共同で会場を設け、日時を定めて定期の注射を実施しています。

犬鑑札と注射済票は、犬の戸籍番号と注射を済ませた安全証であるとともに、飼い犬が晩走したり、迷ってしまったときの迷子札となり、その番号から飼い主が判明するので必ず取り付ける必要があるのです。

第5条（飼い主に対する指導）

1. 賃借人は、賃貸人及び賃貸人に指定された者による部屋内部の点検に応じ、飼育に対する指導に従うものとします。（要請があった場合）
2. 他の賃借人及び近隣より苦情があった場合、各自で対処するものとし、解決不可能な場合は、賃貸人及び賃貸人に指定された者の指導に従うものとします。

第6条（契約の解除）

賃借人及び表記入居者が本契約の各条項に違反した場合、賃貸人は、賃借人に対して何等の通知、催告を要せず、即時本契約を解除でき、賃借人は本物件を明け渡さなければなりません。また、賃貸人はこの場合、本物件の鍵の交換をもって、賃借人の出入りを拒むことができます。また、賃貸人が損害を被ったときは、賃借人に対して損害賠償を請求することができます。

第7条（退去時の原状回復費用）

建物内外を問わず、ペットを起因とする汚損は全額賃借人の負担とし、預かり敷金を超える修繕費用は支払うものとします。

平成 年 月 日

物件名： _____

賃借人

印